

第 4 母子保健事業



1 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

(1) 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

ア 目的

- (ア) 妊娠届出制度は、妊産婦や乳幼児を行政的に的確に把握し、必要な保健指導や健康診査を行うことを目的とする。
- (イ) 母子健康手帳は、母子保健の正しい知識の普及及び妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態の一貫した記録保持を目的として交付している。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第15条（妊娠の届出）

母子保健法第16条（母子健康手帳）

ウ 対象

妊婦

エ 対応者

親子支援課職員（保健師）、市民課職員、支所職員

オ 内容

妊娠の届出をした者に対し、健康福祉センター、市民課、各支所において母子健康手帳を交付。

カ 実績

(ア) 妊娠届出時の妊娠週数

単位：件

区分 年度	妊娠届出数	届出時の妊娠週数				
		11週以内	12～19週	20～27週	28週以上	不詳
21	1,156	984	107	32	29	2
22	1,149	1,035	98	4	4	8

(イ) 妊娠届の届出場所

単位：件

区分 年度	市民課	支所					健康福祉 センター
		東金子	金子	宮寺	藤沢	西武	
21	704	22	23	16	103	76	212
22	702	27	24	13	104	67	212

(ウ) 母子健康手帳交付状況

単位：件

区分 年度	母子健康手帳の交付件数			
	妊娠届出数	再交付数	追加交付数	合計
21	1,156	17	10	1,183
22	1,149	21	12	1,182

キ 事業の経過

昭和17年、妊産婦手帳制度確立

昭和22年、児童福祉法制定「母子手帳」と改名

昭和40年、母子保健法制定「母子健康手帳」と改名

平成4年度、交付主体が県から市町村に事務移譲（母子保健法の一部改正）

ク まとめ

妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付業務は、届出時に妊婦と保健師が直接面接し、保健指導、子育て支援のための情報提供等を行う重要な契機です。近年、児童虐待が大きく社会問題化する中で、その発生予防、早期発見等の観点からも出産後も継続的に支援が必要であると見込まれる妊婦を早期に把握することが重要です。こうしたことから、保健師が配置されている健康福祉センターへの届出を勧奨する試みを平成17年度から行ってきました。その結果、育児不安がある等早期に支援が必要な家庭を把握する上で大変有効となっています。

2 健康診査事業

(1) 妊婦健康診査

ア 目的

妊娠中の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見を目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第13条、埼玉県市町村妊婦健康診査標準実施要領

ウ 対象

妊婦

エ 対応者

契約医療機関（社団法人埼玉県医師会、社団法人日本助産師会埼玉県支部、県外等の医療機関）へ委託し対応

オ 内容

(ア) 妊婦一般健康診査（14回）

問診及び診察、血液検査、血圧測定、尿化学検査、B群溶血性連鎖球菌検査など

(イ) 子宮頸がん検査

(ウ) ヒト免疫不全ウイルス（HIV）抗体検査

(エ) 超音波検査

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	一般健診									
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	
21	1,099	1,439	1,307	1,052	1,055	1,142	1,061	1,058	953	
22	1,134	1,086	1,089	1,066	1,013	1,124	1,101	850	1,057	
区分 年度	一般健診					超音波 検査	子宮頸がん 検査	HIV抗 体検査		
	10回目	11回目	12回目	13回目	14回目					
21	813	982	652	467	277	1,077	1,068	1,104		
22	1,048	972	852	675	421	4,069	1,091	1,133		

キ 事業の経過

母子保健法の一部改正により、平成9年度から実施主体が県から市町村に事務移譲されました。これに伴い、各医療機関との契約締結事務についても各市町村で実施しました。

平成10年度から一般財源化。契約締結事務については、医療機関及び市町村の事務の効率化を図るため、平成10年度から県に一括委任しています。

ク まとめ

妊婦健康診査の実施に当たっては、里帰り出産にも対応できるよう県内市町村と県医師会及び県外各医療機関等との契約締結事務を県に一括委任し、市民の利便性と医療機関及び市町村の事務の効率化を図っています。

また超音波検査を1回から4回に増やし、妊婦一般健康診査のB群溶血性連鎖球菌検査を追加し、妊婦への負担軽減を図りました。

(2) 3か月児健康診査

ア 目的

乳幼児の健全な育成のため、病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援と健康推進に対する援助、母親の育児不安の軽減や精神の安定を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第13条、埼玉県市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領

ウ 対象

3か月～5か月児

エ 対応者

小児科医師、整形外科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員、図書館職員、事務職員

オ 内容

問診、身体計測、整形外科診察、内科診察、集団指導（予防接種について、母子保健事業について、歯科指導、絵本の読み聞かせについて）、個別相談

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
21	1,111	1,069	96.22
22	1,162	1,108	95.35

健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果					精密健康 診査受診 児数	事後指導 児数
	異常なし	要経過観 察児数	要精密健康 診査児数	要治療児数			
				健康診査前からの 治療継続児の数			
21	885	74	35	95	47	33	424
22	887	102	35	84	34	26	89

キ 事業の経過

(ア) 平成15年度から心理相談員を配置

(イ) 平成17年度から図書館職員の協力を得て絵本の読み聞かせ事業開始

(ウ) 平成18年度から問診票を改訂（母の心理面、フェイススケール、父の育児参加状況、家族機能の質問等を追加）

ク まとめ

年18回、1回につき約60人を対象に実施。

心身の健康状態や疾病異常のスクリーニングだけでなく、増加している育児不安に対応するため、心理相談員による個別相談を実施。

(3) 1歳6か月児健康診査

ア 目的

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条、埼玉県市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領

ウ 対象

1歳6か月児～1歳8か月児

エ 対応者

内科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員、

事務職員

オ 内容

問診、身体計測、歯科診察、内科診察、集団歯科指導、個別相談

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
21	1,230	1,173	95.37
22	1,210	1,149	94.95

健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果				注意すべき児のうち次に該当する児				精密 健康 診査 受診 児数	事後指導 児数
	異常なし	注意すべき児			要経過観 察児数	要精密健 康診査児 数	要治療児数			
		身体面	精神面	身体・ 精神両 面			健康診 査前か らの治 療継続 児の数			
21	963	101	115	14	150	13	67	44	2	150
22	924	100	98	27	144	8	73	44	1	100

歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数 (本)			歯の状況						
	未処置歯	処置歯		むし歯のない児			むし歯のある児			
				O ₁ 型	O ₂ 型	不群	A型	B型	C型	不群
21	63	58	5	1,122	22	0	26	2	1	0
22	54	42	12	1,120	8	0	15	4	1	0

キ 事業の経過

平成15年度から心理相談員を2人に増員

平成20年度から歯科の集団指導を実施

平成21年度から問診で検査器具を使つての発達の確認を実施しました。

ク まとめ

年18回、1回につき約65人を対象に実施

麻疹風しん第1期の未接種者へ案内文やチラシで接種勧奨を図りました。

(4) 3歳児健康診査

ア 目的

視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、

生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条、埼玉県市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領

ウ 対象

3歳3か月～3歳4か月児

エ 対応者

内科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

問診、身体計測、歯科診察、内科診察、尿検査、集団指導（歯科、栄養）、個別相談

カ 実績

受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率(%)
21	1,312	1,202	91.62
22	1,263	1,167	92.39

健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果				注意すべき児のうち次に該当する児				精密健康 診査受診 児数	事後指 導児数
	異常なし	注意すべき児			要経過観 察児数	要精密 健康診 査児数	要治療児数			
		身体面	精神面	身体・精 神両面			健康診査前 からの治療 継続児の数			
21	765	405	31	26	376	27	59	46	9	98
22	837	304	33	22	264	24	71	41	9	72

歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数（本）			歯の状況					
	未処置歯	処置歯	O型	むし歯のある児					
				A型	B型	C ₁ 型	C ₂ 型	不群	
21	1,036	888	148	795	176	88	1	13	129
22	722	591	131	931	168	58	1	9	0

キ 事業の経過

平成15年度から心理相談員を2人に増員

平成20年度から歯科の集団指導を実施。

ク まとめ

年18回、1回につき約65人を対象に実施。

3歳児健康診査の受診率は90%を超えていますが、他の乳幼児健康診査に比べやや低い状況です。理由としては、保育所や幼稚園での健康診査を受診している場合や母親の仕事復帰等が考えられます。

3か月児、1歳6か月児、3歳児の各健康診査における未受診者に対しては、児の健康状態や生活状況を把握するため、保健師・主任児童委員・家庭児童相談員が連携して訪問等を行い状況の把握に努めています。

(5) 乳幼児精密健康診査

ア 目的

3か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査において、精密な診断を要すると認められた児について、精密健康診査を行い幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条及び第13条、乳幼児健康診査実施要綱、埼玉県市町村妊産婦・乳幼児健康診査実施要領、入間市幼児精密健康診査実施要領

ウ 対象

健康診査の結果、身体及び精神発達に関して疾病等の疑いにより、より精密に健康診査を行う必要があると認められた児

エ 対応者

契約医療機関

オ 内容

契約医療機関において受診（交付日から1か月以内）

カ 実績

受診状況 単位：人

年度	区分		
	3か月児	1歳6か月児	3歳児
21	35	2	10
22	26	1	11

キ 事業の経過

平成9年4月1日から入間市幼児精密健康診査実施要領施行

ク まとめ

受診できる医療機関が限られていることから、契約医療機関を増やす等課題があります。

(6) 乳幼児健康診査未受診者家庭訪問指導

ア 目的

乳幼児健康診査未受診者のいる家庭等児童虐待ハイリスク家庭を把握する。支援の

必要な家庭には関係機関と連携した支援を行うことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条及び第13条、児童虐待防止法第5条

ウ 対象

乳幼児健康診査未受診者で、受診勧奨をしても連絡がなく状況把握のできない家庭

エ 対応者

保健師、主任児童委員、家庭児童相談員

オ 内容

乳幼児健康診査未受診者で、状況把握のできない家庭をリストアップし、保健師、主任児童委員、家庭児童相談員が家庭訪問を実施。定期的に家庭訪問報告会（年6回）を開催し、関係職員で対応を検討。

カ 実績

実施状況

単位：人

健康診査種類	年度	未受診者数	訪問実件数	要支援
3か月児	21	42	13	5
	22	36	9	8
1歳6か月児	21	57	24	3
	22	86	30	6
3歳児	21	110	38	24
	22	146	58	1

キ 事業の経過

平成15年度は埼玉県児童虐待予防ローラー作戦として実施

平成16年度から市の事業として実施

ク まとめ

乳幼児健康診査未受診者の中には発育・発達の遅れや児童虐待等の問題が見られることもあることから、今後も未受診者の状況把握に努め、必要な支援を行っていくことが重要です。

3 相談事業

(1) 乳幼児相談

ア 目的

親子の育児に関する不安を軽減し、乳幼児の心身の成長・発達を支援していく。また、育児の交流の場、話を聞いてもらえる安心の場として活用を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第9条、第10条

ウ 対象

就学前の乳幼児と親

エ 対応者

助産師、看護師、保健師、歯科衛生士、栄養士

オ 内容

身体計測、個別相談（健康福祉センターでは育児、歯科、母乳、栄養相談、その他の施設では育児、歯科相談を実施）

カ 実績

単位：人

区分 年度	健康福祉センター									
	実人数	延べ人数	乳児				幼児			
			育児	歯科	栄養	母乳	育児	歯科	栄養	母乳
21	554	1,108	176	39	75	55	162	111	53	10
22	336	656	104	32	74	64	84	53	46	25

単位：人

区分 年度	その他（公民館等）									
	実人数	延べ人数	乳児				幼児			
			育児	歯科	栄養	母乳	育児	歯科	栄養	母乳
21	208	400	76	17	7	0	65	47	1	0
22	218	340	51	9	13	14	52	22	11	9

キ 事業の経過

- (ア) 平成18年度は、健康福祉センター、市民会館、東町公民館、金子公民館、西武公民館において実施しました。
- (イ) 平成19年度は、前年度相談者が少なかった市民会館、東町公民館から男女共同参画推進センターへと会場を変更して実施。また、健康福祉センターでは毎回相談者が多く、十分な対応が困難な状況であったため、対象者を1歳未満児と1歳から未就学児とに分けて行いました。

ク まとめ

健康福祉センターだけでなく、公民館等の各地域で実施することにより身近な場所で利用することが可能です。また、金子・西武公民館では、同時開催で地域の子育て支援事業も行っているため、核家族化に伴い周囲から孤立しがちな親子にとっても相談と子育て支援を同時に利用することができ、地域での仲間作りの場にもなっています。男女共同参画推進センターは健康福祉センターの乳幼児相談利用者と重なること、豊岡地区からは直行バスが出ていること等の理由から平成22年度で終了することになりました。

また、各相談においては軽度発達障害などに関する相談や、未熟児の発達など、高

度な専門的知識を必要とする内容が増えていることや、予防接種に関する法律の変化が早いこと、一般の育児の考え方が変化する速度が速いことなどがあり、相談の内容は複雑になってきています。

回答する保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士等の研修をする機会を増やし、市民のニーズを満たすように出来るようにする必要があります。

(2) 子ども相談室

ア 目的

児の発育・発達、母親の育児不安等において支援が必要な方に対し、個別に相談を行うことにより、親子がともに健やかな生活が送れるように支援していくことを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条及び13条

ウ 対象

家庭訪問、乳幼児相談、電話相談等により、その後も個別での相談の希望がある方

エ 対応者

心理相談員、保健師

オ 内容

心理相談員との個別相談とし、子どもは同室で保健師が対応し、遊びの様子などを踏まえて相談に応じ、支援していく。

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	実人数	延べ人数
21	45	47
22	34	37

キ 事業の経過

(ア) 平成13年子ども相談室事業を開始。

(イ) 平成14年相談時間の枠を1枠増加し、5件まで相談可能としました。

ク まとめ

個別での専門的な相談となるため、利用者の話をじっくり聴くことができます。必要性や希望があった場合には、家庭訪問や教室の参加等継続的な支援も行っています。また一方で、月に一度の相談の場であるため、次回相談日まで日数が空いている場合や、月によっては利用者が多く予約することができない場合もあり、すぐに相談したいという利用者のニーズに迅速に対応することができないこともあります。しかしながら、相談日当日にキャンセルされることもあり、事業の有効活用ができていないという課題もあります。

(3) 発育発達相談

ア 目的

運動機能及び精神発達面に問題のある児を中心に専門的な相談、指導を実施することで心身の異常を早期に発見し適切な治療及び療育に結びつける。

保護者に対し情報提供や相談を行うことで不安を解消し、継続的な事後指導を実施する。乳幼児の健やかな発育・発達を促す。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第12条

発達障害者支援法第5条及び第6条

乳幼児発達相談指導事業の実施について

入間市発育発達相談実施要領

ウ 対象

(ア) 乳幼児健診、保健師による家庭訪問、相談、教室などで把握した、若しくは関係機関で把握した未就学の子とその親

(イ) 運動、精神面等に心配があり専門的な経過観察が必要な子とその親

エ 対応者

小児科医、保健師

オ 内容

医師、保健師による個別相談

カ 実績

単位：人

区分 年度	申込数	実人数		延べ人数	
		親	子	親	子
21	27	30	24	33	27
22	28	31	20	40	27

キ 事業の経過

平成16年度までは狭山保健所実施の事業を利用していたものを、平成17年度から、市が実施主体となり年7回実施、平成21年度からは年10回に実施回数を増やしました。

ク まとめ

発達障害に関する親や保護者の関心も高まってきており、保育所（園）・幼稚園に通っている子どもの行動面・情緒面の相談も増えてきています。

また、本事業は相談及び異常の早期発見の場であり、その後の療育の場や必要な支援のための連携を引き続きおこなっていきます。

(4) 母乳相談

ア 目的

(ア) 出産後早期の母乳育児の確立を図る。

(イ) 母乳に関する知識の普及、手入れの実際などをおして母親自身が母乳育児を学び育児不安の解消を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第10条

母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

母乳育児をする親子（おおむね2歳ごろまで）

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

母乳に関する個別相談

カ 実績

単位：人

区分 年度	実人数	延べ人数	相談の内容（重複有り）					
			体重増加	母乳分泌	乳頭の手入れ	授乳方法	卒乳	その他
21	55	61	30	31	12	20	8	1
22	49	50	18	26	12	24	9	0

キ 事業の経過

平成17年度から月1回（土曜日）、年間12回実施しています。

ク まとめ

母乳育児に関する知識の普及、おっぱいの手入れの実際を学ぶ良い機会となっています。また、育児支援の観点から授乳の進行を適切に支援していくことは、親子の健やかな関係作りに極めて重要な役割を果たしています。

(5) 電話・窓口相談

ア 目的

妊産婦及び乳幼児の健康全般に関する相談を随時受け、育児不安の解消に努めることを目的とする。

イ 根拠関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊産婦及び乳幼児、母性に関することなど全般の相談。

エ 対応者

保健師

オ 内容

妊産婦及び乳幼児の健康に関する相談に保健師が随時対応。受付時間は月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時。

カ 実績

単位：人

区分 年度	窓口相談	電話相談
21	100	876
22	145	1,037

キ 事業の経過

健康福祉センター開館（平成15年度）以降は土曜日も開庁しているため、相談日が増加しています。

ク まとめ

電話相談では、「虐待をしてしまいそうだ」といった緊急性の高い相談がここ数年増加傾向にあります。電話・窓口相談は随時受け付けていますが、健診事業等で保健師が不在の場合、即座に相談を受けられないこともあり、保健師がいつでも対応できる体制づくりが必要となっています。

4 健康教育事業

(1) 両親学級「パパママクラス」

ア 目的

妊娠・出産・育児に伴う正しい知識の普及と情報を提供することにより、妊婦が主体的に出産や育児に取り組む意識を持つことができる。また、夫も対象にすることで、父親の積極的な育児参加を促す。

妊娠期から地域での仲間づくりの場を提供し、出産後の子育ての孤立を防ぐ。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第4条、第9条

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

妊娠5～6か月の妊婦とその夫

エ 対応者

保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士、ファミリーサポートセンターコーディネーター

オ 内容

1日目	妊娠中の過ごし方、母乳育児の話、妊婦体操
2日目	妊娠中の食事、歯の話
3日目 (土曜日)	沐浴実習、妊婦・育児体験、制度サービスについて
4日目	ファミリーサポートセンターの紹介、赤ちゃんの発育と育児、先輩ママとの交流会

カ 実績

参加人数 単位：人

年度	区分	妊婦		夫	
		実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
21		90	235	49	85
22		92	271	55	80

キ 事業の経過

平成15年度は初産の妊婦を対象に母親学級を3日間で1クールとして実施。その他に両親学級を2日間（調理実習、沐浴実習、子育て講話）で実施しました。

平成16年度は4日間の両親学級の他に、パパ・ママ料理教室を行っていましたが、平成17年度からは調理実習を両親学級に組み込み5日間としました。

平成20年度からは、ワーキングママパパクラス参加者が増加し、短期間での学級開催の要望が増えたため、3日間に短縮しました。

平成22年度はセンター直行バスの発着時間に合わせ学級の終了時間が11時15分となる様に1日の内容を減らし4日間としました。

ク まとめ

夫の理解や参加を促すため、事業の名称を母親学級から両親学級としました。特に、土曜日開催の内容は、妊婦体験、調乳、沐浴実習など、夫も体験できる内容になっています。両親学級には約半数の夫の参加がありますが、4日間通して参加する夫は少ない状況です。

(2) ワーキングママパパクラス

ア 目的

妊娠・出産・育児に伴う正しい知識の普及と保育制度等の情報提供をすることにより、妊婦が主体的に出産に取り臨むことができ、仕事と育児の両立を図ることもできる。また、夫も対象にすることで、父親の積極的な育児参加を促す。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第4条、第9条

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

妊娠5～8か月の働いている妊婦と夫

エ 対応者

保健師、助産師

オ 内容

妊娠中の過ごし方
母乳育児について
保育サービスについて
沐浴実習
妊婦・育児体験

カ 実績

実施状況

単位：人

年度	区分	実施回数（回）	妊婦	夫
21		6	88	79
22		6	96	75

キ 事業の経過

両親学級は4日間1コースであり、仕事を持つ妊婦の参加が難しいため、半日で必要な知識・技術を学べる本事業を始めました。平成18年6月から偶数月に実施しています。産休前の妊婦とその夫が参加しやすいよう土曜日開催としました。

ク まとめ

昨年より参加者も増え、夫の参加率が高く、父親の育児への理解が期待できます。日程の都合や、1日で学べるという理由から、仕事を持たない妊婦の参加希望もあります。

(3) 食育教室

ア 目的

子どもの発達にあわせた離乳食の進め方、調理方法、与え方を学ぶ機会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減をはかる。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第3条、9条
食育基本法第5条、21条

ウ 対象

5～6か月児（離乳食をはじめる頃）
7～8か月児（離乳食2回食）

エ 対応者

栄養士、保健師、歯科衛生士

オ 内容

離乳食の進め方等の説明とデモンストレーション、試食、個別相談

カ 実績

単位：人

区分 年度	参加人数 「ごっくんクラス」	参加人数 「もぐもぐクラス」	計
22	93	47	140

キ 事業の経過

平成22年6月より実施しています。

ク まとめ

平成21年度までは、3か月健診と同時開催していましたが、受講者は3か月児健診受診者の約5割程度で、大多数が初めての子を持つ保護者です。そのため、3か月児健診から独立した事業とし、離乳食に不安を感じる保護者の個々の相談に対応できるようにしました。

離乳食の進め方については講話とデモンストレーションでわかりやすく説明をしています。

今年度は、もぐもぐの参加よりもごっくんクラスの参加希望者が多かったことから、23年度はごっくんクラス（5～6か月児）を対象にした教室にしていきます。

(4) 赤ちゃんサロン

ア 目的

同じ月齢の赤ちゃんを持つ親同士が、地域で支え合いながら子育てができるよう育児サークル形成への支援を行い、子育て仲間のネットワークづくりの推進を図る。

イ 根拠法令・関連法令

母子保健法第4条（母性および保護者の努力）

ウ 対象

生後6か月前後の児とその親

エ 対応者

保健師

オ 内容

年6回 隔月実施

10時00分～ 受付（名簿記載）・名札（シール）を作り、地区別に座る。

10時30分～ 手遊び

11時00分～ 地区別 トークタイム 両親学級の妊婦との交流

11時30分～ プレイルームの使い方、終わりの挨拶

カ 実績

単位：組

年度 \ 区分	参加者
2 1	6 1 1
2 2	2 6 2

キ 事業の経過.

旧保健センターにおいては、両親学級卒業生と3か月児健診における希望者（第1子）のみに案内をしていましたが、平成15年度の健康福祉センター開館を機に、健康カレンダー及び広報で広く募集を行い、自由参加型としました。

ク まとめ

実施後、育児サークルが数多くでき、児を持つ親同士での地域での支え合いに発展しています。育児サークルは年間100組以上（継続サークル含む）作られています。

平成22年度より、育児サークルをつくる必要度が高い年齢を優先していくこととし、参加条件を6歳未満（就学前）のお子さんとしました。そのため健康福祉センター以外で母子が集える場所の拡大が必要であることが今後の課題です。

(5) 9か月育児学級

ア 目的

生後9か月の時期は、乳児がハイハイやつたい歩きをするだけでなく、泣いたり指さしをしたりするなどの自己主張が始まるため、育児上での悩みや、不慮の事故などが起こりやすい時期である。この時期からの乳幼児の事故防止、歯科及び栄養に関する育児の指導を中心に、子どもの健康の保持増進及び育児不安の緩和を図る。

イ 根拠法令

母子保健法第4条、第9条

ウ 対象

生後9か月児とその保護者

エ 対応者

保健師、歯科衛生士、栄養士、看護師

オ 内容

月1回 年12回実施

<教室の流れ>

午前9時45分～ 受付（アンケート記入）

受付順に身長・体重測定し、7～10名ずつ集団指導
 歯科指導・栄養指導・保健指導（各10分・計30分程度）

6～9組開催

アンケートにて内容の理解について確認

11時30分ごろ 終了

カ 実績

単位：人

区分 年度	参加人数（児）	出生数に対する参加割合（％）
2 1	5 3 9	4 9
2 2	5 2 1	4 2

キ 事業の経過

平成14年度はセンター移転のため事業を中断。平成15年度から再開。

平成16、17年度は午後の時間帯に実施。

平成18年度から午前の時間帯に変更。

平成20年度から事故予防ルームを開設

ク まとめ

個別相談の利用者が増えてきたため、集団指導方法の検討を行いました。

平成22年度からは、媒体や、チェックリストを用いてより視覚的に体験できる方法に変更しました。個別相談については緊急を要する虐待等の相談を除いては乳幼児相談の案内をしました。

(6) 2歳歯みがき教室

ア 目的

むし歯のり患率が急激に高くなるこの時期に、正しい仕上げみがきの方法や上手な間食の取り方等を知り、幼児期におけるむし歯の予防を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第3条（乳幼児の健康の保持増進）

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

おおむね2歳児

エ 対応者

歯科衛生士、栄養士

オ 内容

むし歯・間食の話、歯みがきの話、お顔遊び、仕上げみがき指導

カ 実績

単位：組

区分 年度	参加親子人数
2 1	1 0 6
2 2	1 0 7

キ 事業の経過

平成16年度は試行として年6回実施。

平成17年度から事業として隔月（年6回）実施。

ク まとめ

保護者のむし歯に対する知識や技術が、乳幼児の歯の健康を大きく左右することから、保護者へのむし歯予防に対する正しい知識の普及を図るため、実践を交えた歯みがき指導を実施しています。また、仕上げ磨きを嫌がる乳幼児が殆どのため、保護者に対しお顔遊びを取り入れた関わり方も指導しています。

(7) 3歳6か月歯みがき教室

ア 目的

生活習慣が確立するこの時期に、正しい歯磨きの習慣や上手な間食の取り入れ方等を知ることでむし歯の予防、口腔内の健康の保持増進を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第3条（乳幼児の健康の保持増進）

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

おおむね3歳6か月児

エ 対応者

歯科衛生士

オ 内容

むし歯・歯みがきの話、染め出しによる歯みがき指導、フッ素洗口体験

カ 実績 単位：組

区分 年度	参加親子人数
21	105
22	44

キ 事業の経過

平成11年度から3歳児歯みがき教室を実施。

平成15年度から3歳児健診の事後フォローとして実施。

ク まとめ

3歳児歯科健診をきっかけに、正しい仕上げみがきの方法や食生活習慣を再確認し、むし歯予防への意識を高める契機として位置付けています。染め出し液を使った歯みがき残りの確認やむし歯、歯並びの状況を見ながらのブラッシング指導及びフッ素洗口は住民のニーズも高く、歯科保健に対する関心の高さが感じられます。今後もフッ素やキシリトールを生活習慣に上手に取り入れる方法等住民のニーズをできるだけ反映させた事業内容となるよう工夫していきたいと思います。

(8) すくすく教室

ア 目的

言葉が遅いなどの言語や行動・心理面で気がかりな児とその保護者に対し、遊びを通じたかかわりの中で児の発育・発達を経過観察し、その児に合った育児ができるよう支援する。

イ 根拠法令

母子保健法第9条

発達障害者支援法第5条及び第6条

ウ 対象

各乳幼児健診、乳幼児相談などで特別な育児支援が必要であると思われる児とその保護者。

(ア) 言葉の遅れのあるもの。

(イ) 目が合わない、他人に興味を示さない等の対人面の心配のあるもの。

(ウ) 落ち着きが無い、多動、こだわりなどの行動、心理面の心配のあるもの。

エ 対応者

心理相談員、言語療法士、保育士、保健師

オ 内容

月1～2回 年20回

<事前相談>

必要時、保健師が家庭訪問を行い、児の発達状況を把握する。その後、参加を促す。

<当日の内容>

午前 9時30分～ 事前打ち合わせ・自由遊び

午前10時00分～ お名前呼び

午前10時30分～ 設定遊び

午前10時45分～ おやつ

午前11時00分～ 母子分離 児は保育（発達・行動観察）母はグループ相談

正午～ さようならのあいさつ 個別相談

(休憩)

午後 1時30分～ 個別ケースカンファレンス

午後 4時00分～ 終了・片付け

カ 実績

単位：人

区分 年度	実人数	延べ人数
21	26	205
22	25	141

キ 事業の経過

平成元年度から実施

平成3年度から心理相談員を配置

平成18年度から言語聴覚士と心理相談員が交互に指導

健康福祉センター開設に際し、発達支援事業「元気キッズ※」（療育部門）を開設、連携をとりながら実施しています。

※元気キッズ開設に伴い、前身の「のびのび教室」は終了。

ク まとめ

平成17年に発達障害者支援法が成立したのを機に、「軽度発達障害」について、市民が情報を得る機会が拡大しました。他機関と連携し、今後も支援体制を整えていく必要があります。

(9) かるがもルーム

ア 目的

育児不安の強い親に対し、遊びを通じたかかわりの中で、親がその児に合った育児方法を選択できるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第3条及び第10条

子どもの心の健康づくり実施要領

ウ 対象

- ・育児不安の強い親とその児。
- ・親子関係の構築において、支援が必要と思われる親とその児。

エ 対応者

心理相談員、保育士、児童福祉課家庭児童相談員、保健師

オ 内容

月1～2回 年18回

<当日の流れ>

午前 9時00分～	事前打ち合わせ・自由遊び
午前10時00分～	お名前呼び
午前10時10分～	おやこ遊び
午前10時30分～	おやつ
午前10時45分～	母子分離 児は保育 母はグループ相談
正午～	さようならのあいさつ 個別相談
(休憩)	
午後 1時30分～	個別ケースカンファレンス
午後 4時00分～	終了

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	実施回数 (回)	母 実人数	母 延べ人数	児 実人数	児 延べ人数
21	20	29	134	30	176
22	18	21	130	24	137

キ 事業の経過

平成15年度から実施（11回）

平成16年度実施回数12回

平成18年度実施回数18回

ク まとめ

プログラムの中にファミリーサポートセンターの紹介と登録会、保育所の情報提供を加えるなど社会資源の利用をすすめていきました。また、教室卒業生の自主サークルができ、活動しています。

(10) 多胎児支援事業「ふたご・みつごのつどい」

ア 目的

多胎児の育児における不安や悩みを解消できるよう支援する

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

双子以上の乳幼児と保護者、サポートする家族、多胎児を妊娠している方とその夫

エ 対応者

助産師、保育士、家庭児童相談員、主任児童委員、保健師

オ 内容

グループ形式で話し合い、親子遊び、妊婦・育児相談

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	実施回数(回)	参加延べ人数		
		妊婦	親	子ども
21	4	4	20	40
22	2	7	22	44

キ 事業の経過

全国的に多胎児の出生数が増加する中、多胎児への支援が必要と考え、平成17年度に試行的に1回実施、平成18年度からは2回に回数を増やして実施しました。平成21年度は前年度参加者から年齢の大きい子の集いもしてほしいという意見があり、妊婦と乳幼児期2回、2～3歳児2回開催しました。

ク まとめ

妊婦や多胎児を持つ親子の交流の場となっています。現在では自主サークルもでき、本事業以外での交流が継続できています。今後も行政としてサークルの運営支援や多胎児支援を行っていく必要があります。

2～3歳児に開催しましたが、地域サークルの活発化や就園就労などにより、参加者が少ない状況でしたので今年度は0歳～1歳までを対象者として行いました。

5 家庭訪問事業

(1) 妊産婦訪問指導

ア 目的

母性及び乳幼児の健康の保持増進のため家庭訪問により必要な保健指導を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第17条

入間市新生児・妊産婦訪問指導実施要領

ウ 対象

妊産婦

エ 対応者

委託助産師、委託保健師、常勤保健師

オ 内容

情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

区分 年度	出生数	妊婦	産婦
21	1,084	6	950
22	1,153	7	1105

キ 事業の経過

平成9年地域保健法制定に伴う母子保健法の改正により、妊産婦及び新生児訪問指導が市民に身近な市町村の業務として位置付けられました。

ク まとめ

新生児訪問とこんにちは赤ちゃん事業の実施により、産婦訪問がほぼ全員に実施できています。

(2) 未熟児訪問指導

ア 目的

未熟児は生理的に発達が十分でなく疾病にもかかりやすいため、疾病の早期発見に努め、必要に応じて保健指導を行い未熟児の健やかな成長を支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第19条

入間市未熟児訪問実施要領

ウ 対象

(ア) 未熟児養育医療を利用し、所沢保健所から連絡のあった未熟児とその保護者

(イ) 出生連絡票により市が独自に把握した未熟児とその保護者

エ 対応者

委託助産師、委託保健師、常勤保健師

オ 内容

児の発育発達状況の把握、保護者への情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

年度	区分	対象児	家庭訪問実数	実施率 (%)
	21		43	43
22		51	49	96

出生体重別訪問状況

単位：人

出生体重 (g)	訪問実人数	延べ人数
～999	2	3
1000～1499	3	4
1500～1999	16	26
2000～2499	7	7
2500～	15	15
計	43	55

キ 事業の経過

平成19年度から「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」により未熟児訪問指導事務の移譲を受けました。

ク まとめ

未熟児の発育発達の支援や母の産後うつ評価、虐待予防の視点など職員の技術力の向上に努める必要があります。

(3) 新生児訪問指導

ア 目的

新生児は外界に対する適応能力及び感染に対する抵抗力が弱いいため、養育上必要な

保健指導を行い新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意し適切な処置を取る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第11条
入間市新生児・妊産婦訪問指導実施要領

ウ 対象

新生児

エ 対応者

委託助産師・委託保健師、常勤保健師

オ 内容

家庭訪問による情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況 単位：人

年度	区分	出生数	家庭訪問数	実人員に対する 実施率 (%)
21		1,084	延べ459 (実452)	42.3
22		1,153	延べ494 (実471)	42.8

キ 事業の経過

平成6年地域保健法制定に伴う母子保健法の改正（平成9年実施）により、妊産婦及び新生児訪問指導が市民に身近な市町村の業務として位置付けられました。

ク まとめ

出生連絡票に基づき保護者へ連絡しているため、出生連絡票の回収率の向上のため引き続き、児童福祉課、近隣の産婦人科医療機関の協力を得られるよう働きかけています。回収率は5割程度です。来年度からは、出生連絡票のない方へ生後1～2か月頃に保健師から電話連絡をして新生児訪問を勧めて行く予定です。

(4) こんにちは赤ちゃん事業

ア 目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問しさまざまな悩みの聴取、子育て支援の情報提供、家庭の養育状況の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法6条
次世代育成支援対策推進法第11条
入間市次世代育成行動計画

ウ 対象
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

エ 対応者
保健師、助産師

オ 内容
悩みの聴取、情報提供

カ 実績

実施状況

単位：人

年度	区分	出生数	家庭訪問数	実人員に対する 実施率（％）
21		1,084	1,075	99.1
22		1,153	1,051	95.5

キ 事業の経過

平成19年度新規事業。平成20年3月から保健師が試行的に実施。

平成20年度からは保健師の他、母子保健推進員を委嘱し訪問を依頼しました。

平成22年度からは保健師、助産師の専門職のみで実施しました。

ク まとめ

出生連絡票の提出がなく連絡の取れない場合には、約束なしでの訪問となり、不在の場合が42%ありました。訪問時の不在を減らすために、平成23年度からは、出生連絡票の提出がない場合は妊娠届時の連絡先へ保健師が連絡を取っていき、不在を減らしていく予定です。

(5) 乳幼児訪問指導

ア 目的

乳幼児の健康の保持増進のため乳幼児健診等において、事後指導の必要な対象者に対して随時家庭訪問し保健指導、子育て支援を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第10条

ウ 対象

乳幼児とその保護者

エ 対応者

保健師

オ 内容

児の発育発達状況の把握、保護者への情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

区分 年度	乳児	幼児
21	述べ973 (実915)	延べ134 (実103)
22	述べ890 (実844)	延べ115 (実94)

キ 事業の経過

平成6年の地域保健法制定に伴う母子保健法改正（平成9年実施）において、母子保健事業が市町村に一元化され基本的なサービスを市町村が一貫して行うようになりました。そのため3歳児健診、1歳6か月児健診、3か月児健診実施後の事後指導としての家庭訪問や保護者の育児不安に対応するために実施しています。

ク まとめ

乳幼児の家庭訪問では年々虐待、虐待の疑い事例に関する訪問の割合が増加し、児童福祉課や児童相談所等関係機関と連携し家庭訪問を実施しています。

また、発達に関する相談も増加しており、担当内の発育発達相談や子ども相談室、すすく教室等他の事業や元気キッズでの支援につなげられるよう努めています。

6 地域活動推進事業

(1) 母子愛育会活動

ア 目的

地域住民の健康づくりを推進する母子愛育班と協働し、地域の健康増進につなげる。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第9条

地域母子保健事業の実施について

平成7年4月3日児母第19号厚生省児童家庭局母子保健課長通知（2）母子保健
地域組織育成事業

ウ 対応者

母子愛育班員、保健師

エ 内容

(ア) 委託事業

母子保健事業の協力（乳幼児相談、ポリオ、BCG、両親学級、ワーキング
ママパクラス、9か月育児学級）

子育て支援事業

育児体験事業

三世代交流事業
 声かけ訪問事業
 (イ) その他
 定例会での保健師セミナー

オ 実績

実施状況

平成21年度

単位：人

事業名		場所・内容	実施述べ回数(回)	参加者延べ人数	班員延べ人数
協力保健事業	乳幼児相談	各地区公民館	14		42
	ポリオ	健康福祉センター	20		60
	BCG	健康福祉センター	12		24
	両親学級	健康福祉センター	6		12
	ワーキングママパパクラス	健康福祉センター	6		12
	9か月育児学級	健康福祉センター	12		24
子育て支援	子育て支援「大きな輪」	各地区公民館等	56	1,051	465
育児体験事業		武蔵中学校	1	121	59
三世代交流		各地区公民館等	6	609	98
声かけ・家庭訪問		妊産婦	20		
		乳幼児	184		

平成22年度

単位：人

事業名		場所・内容	実施述べ回数(回)	参加者延べ人数	班員延べ人数
協力保健事業	乳幼児相談	各地区公民館	12		34
	ポリオ	健康福祉センター	20		59
	BCG	健康福祉センター	12		24
	両親学級	健康福祉センター	6		12
	ワーキングママパパクラス	健康福祉センター	6		12
	9か月育児学級	健康福祉センター	12		24
子育て支援	子育て支援「大きな輪」	各地区公民館等	56	1227	461
育児体験事業		武蔵中学校	1	121	59
三世代交流		各地区公民館等	6	811	88
声かけ・家庭訪問		妊産婦	22		
		乳幼児	331		

班員数

単位：人

年度 支部名	2 1	2 2
豊岡第 1	1 1	9
豊岡第 2	2 3	2 2
東金子	2 4	2 2
金子	3 4	3 4
宮寺	3 3	3 4
二本木	6	8
藤沢	2 1	2 0
東藤沢東部	2 1	2 1
東藤沢西部	9	9
西武	2	0
小谷田 1 丁目	1 0	8
本部	5	5

カ 事業の経過

昭和 1 5 年、金子村が愛育村に指定を受け愛育班活動が開始。その後、昭和 3 0 年代後半から市内各地に組織され、昭和 4 3 年に入間市母子愛育会が設立されました。平成 1 5 年には本部役員が組織され、現在 1 1 支部の地域に分かれ、地域活動及び市全体の活動を展開しています。

※西武支部は平成 2 2 年度より活動休止となっています。

キ まとめ

現在は身近な地域における子育て支援へのニーズが高く、各支部での事業展開に期待が高まっています。地区ごとに愛育班の成り立ちや地域の特徴に違いがあるため、地域に合った活動展開ができるよう支援していきます。

7 団体育成事業

(1) 地域の育児サークル

ア 目的

子育て中の親が、仲間と集まり情報交換などを行うことで、育児の不安を解消し孤立を防ぐ。

イ 根拠・関連法令

母子保健法第 3 条

ウ 対象

市内在住の親子

エ 対応者

職員

オ 内容

赤ちゃんサロン参加者の育児サークル化

プレイルームの貸出し 1日5枠 1枠1時間30分

転入者など希望者へ既存の育児サークルの紹介

カ 実績

プレイルームの貸出し状況

単位：人

区分 年度	登録サークル数 (団体)	延べ利用者数
21	112	10,591
22	107	9,806*

*震災により、平成23年3月の貸出しが減少しています。

キ 事業の経過

平成15年度に健康福祉センターが設立後、育児サークルが利用できるプレイルームの部屋の貸出しを始めました。当初は1日4枠で貸出しを行っていましたが、利用団体が多くなったため平成17年度から1日5枠に増やしました。

ク まとめ

サークル数が多く、部屋の貸出しに余裕のない状況です。健康福祉センター設立当初から利用を継続しているサークルもあり、新規の赤ちゃんサークルの予約が難しい状況もあったため、平成22年度より、サークル登録の対象年齢を6歳未満（就学前）としました。また、平成21年度登録手続きの際に、日曜日・祝日の利用希望があるかのアンケートをとったところ、利用希望が少なかったなどの理由で日曜日・祝日の貸出しは行わないことになりました。